

学校をどのように変えようとしているか

—背景と「学校スリム化」のめざすもの

What is the Aim of School Reform?

室 井 修
Osamu MUROI

要 約

本稿は第15期中教審第1次答申の背景には、教育や学校への子ども・父母・国民の改革要求と経済界の要求との矛盾関係が存在することをとりあげ、そして答申の重要な柱としている「学校スリム化」が結局、なにをめざしているのか、これらに対してわれわれはいかなる視点からどのような課題があるかをとりあげようとした。

キーワード：中教審、財界の教育政策提言、学校のスリム化、公教育に対する公的責任、生きる力

1 中教審答申の背景

第15期中央教育審議会（中教審）第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」が、1996年7月19日提出されたが、本答申の読とり方として、本答申は教育や学校への子ども・父母・国民の改革要求への現実的対応に迫られながらも、国家の経済、軍事、社会等の基本政策に包含されてしまっており、とくに経済界の要請を強く意識しつつ、臨時教育審議会の教育政策の流れの中に位置づけられている政策提言であるという認識が必要ではなかろうか。事実、中教審第1小委員会座長河野重男は、経済同友会の「学校から『合校』へ」の提言が、小委員会の審議にも「大きなインパクト」を与えたとのべている。中教審答申でのべられているものには、財界からの教育政策提言でとりあげている内容と酷似しているものが少なくないこと、それは財界の政策意図を読みとることの重要さを意味しているのである。

中教審の審議に影響を及ぼしていると考えられる財界の最近の教育政策提言をとりあげておこう。

- ① 1995年1月12日、日経連労働問題研究委員会「日本経済の再活性化と経営者、労使の課題」「日本経済が行き詰まり状態にあることがますます顕著になっている」という基本認識にたって、この危機打開のため、「現在の国内総生産の今の就労人口の6000万人でなく、4000万人の労働力で生産しなければならない」として大量のリストラ、合理化を含む労働力市場の流動化を打ちだした。そして、2000万の雇用を吸収するための産業として「マルチメディアなどの情報、通信関連」部門を位置づけた。

② 95年4月、経済同友会「学校から『合校』へ」

学校「スリム化」構想：

「合校」—新しい学校のコンセプト

「合校」のイメージは、中核となる「学校（基礎・基本教室）」（公営）の周辺に「自由教室」と「体験教室」（2つの民営）を配置して、これがネットワークの形で緩やかに統合されたもの。

この「合校」に企業の経営資源——人材派遣、物的・資金的支援、体験学習・教員研修の受け入れ、企業の施設の開放・設立など——を提供することがあげられている。

企業が学校や「合校」を経て市民社会に入っていかないと、またそういうところで育った子どもでないと「これから企業を支えられない」という危機感を企業に発信しているのである。要する21世紀の戦略として、企業社会と市民社会との融合を掲げて、企業が学校にとけこんでいくということを主唱する（同友会幹事、桜井 修）

③ 95年5月17日、日経連「新日本の『日本の経営』—挑戦すべき方向とその具体策」

これによると、今後の「雇用システム」は「終身雇用制」を解体し、労働力市場を「長期蓄積能力活用型（全労働力の約1割のエリート層）」「高度専門能力活用型」（2割程度）、「雇用柔軟型」（7割弱程度）の3グループに分割して管理統制するという。財界みずからの「生き残り戦略」を労働者の文字通りの「生き残り競争」に転嫁しようとするものであるといわれるゆえである。あらかじめ三つのグループに「棲み分け」させ、その中で生活をかけた「生涯学習競争」に駆りたたせ、そういう状況に「主体的」に対応する「難局を乗り切る意欲」と従順な「態度」こそ、財界が求める「人間的資質」である。とくに企業間を流動化することを基本にする「雇用柔軟型」は、本人のやる気しだい、生きる意欲しだいでそこそこやってもらったらよろしい、やる気になったら生涯学習社会で敗者復活戦のシステムをつくってそれなりに救済するというタイプである。このタイプは文部省の高校の多様化再構築の一環である総合学科高校（6～7割）に対応するものといわれている。

④ 96年3月26日、経団連「創造的な人材育成のための『5つの提言、7つのアクション』」

ここでは、来たるべき21世紀において魅力ある日本を築くためには、社会のあらゆる分野で「主体的に行動し自己責任の観念に富んだ創造力あふれる人材が求められる」として、そのためには「教育にかかる規制緩和」の促進（カリキュラム編成・学校選択の弾力化など）、「多くの峰をもつ教育体系」の構築、「複眼的評価の大学入試」、思考力・体験重視のゆとりある学校教育（中高一貫教育、飛び級の実施、早期教育など）、家庭の教育力の回復（役割分担と相互の連携など）が取りあげられている。

目指すべき基本的な方向は、規制の撤廃・緩和を通じて「活力ある民間主導の市民社会」の形成にあるという。これは学校教育に対する公的行政的責任を後退ないし回避することをとりあげた中教審答申等に通ずるものである。

上記の②④は、とくに中教審の審議や同委員らに從来の学校についての発想の転換などを強いほど強い影響を与えていたといわれている。しかし細部（各論）になってくると、総論では賛成であっても、なかなか合意できない事情が見られる。例えば、規制緩和も一般には賛成であっても、学習指導要領の“法的拘束力”の撤廃などの個別問題になるといちがいに合意できない状況にある。

2 答申の主たる問題点一「学校スリム化」のめざすもの

(1) 「公教育」（学校教育）の領域・機能をせばめ（分化），家庭と地域社会，市場（民間企業）にゆだるものになっている。中教審答申は，「真の学び舎」としての学校を実現していくには学校の教育活動全体について絶えず見直していく必要があるとして，いわゆる「学校のスリム化」ということで，まず「教育内容の厳選と基礎基本の徹底」がいわれ，それは「生きる力」の育成と「ゆとり」のある教育課程の編成を「社会的要請」に対応して行っていくという（役割）。その対応の中で「学校・家庭・地域社会の適切な役割分担」の明確化をうたう。子どもや教師にゆとりをとりもどすために「学校のスリム化」は確かに必要であるが，問題はどのような視点からとりあげるべきかということである。子どもの権利・人権としての教育を基底にして，基礎学力の育成，芸術教育，子どもの自治活動などを軽視しようとする「学校スリム化」と，学校の外にあって「民間企業」（民間教育事業者）の活躍に期待をかけようとする「第4の領域」づくりをすすめようとする改革は，いいかえれば「学校・家庭・地域社会の適切な役割分担」と称して，学校本来の公教育の機能を分散させ，学校の外においては教育産業の自由な参入を認めようとするもので，かつ，そのことは個々の家庭の経済力や地域の教育環境により個人の学習機会の格差を生じさせるものであって，事実上，企業論理の支配（自由市場化），公教育解体の方向をめざしかねないものになっているのである。この答申の文脈は，「学校のスリム化」を大きくとりあげた経済同友会の「学校から『合校』へ」という有名な提案と連動しているものである。この提案は，学校（=基礎・基本教室）の周辺につくられる「自由教室」（芸術教科や自然科学・人文科学学習を多彩に行う）と「体験教室」（自然や人々との交流を通して生きる力を育む）は，子どもの学年や学区の枠をとり除き，「柔軟に外部の教育機能を取り込むこと」を求めている。

こうしてここでいう学校スリム化ということが，学校教育の領域ないし公教育の機能を狭め，公教育に対する公的責任の回避または放棄につながりかねないものになっている。

(2) 教育の基本的な方向としての「生きる力」の主たるねらいを，①「先行き不透明な厳しい時代」「経済の高度成長とリンクした終身雇用や年功序列という日本型雇用システム」が「揺らいできている社会」に耐えうる人材，すなわち「一元的な序列競争」から「棲み分け的競争」に対応した人材（流動化，移動性を備えた人材）の養成と，②「新しい学力観」政策の態度主義，適応主義の徹底（いいかえればたしかな学力保障の回避ということ）におこうとしている。「学力」ということばがでてこないのである。

(3) 教育内容の厳選，基礎基本の徹底は，厳選のものさしの一つである「社会的必要性」の判断主体が主に文部省・教育課程審議会にあること，および学習指導要領に明記した「基礎基本」の徹底にあることを思うと（Whiteheadの「教えるべきことは徹底して教えるべし」を引用），特定分野の教育内容への国の支配をむしろいちだんと強める危険性をはらんでいるといえるのではなかろうか。

(4) 学校週五日制完全実施がとりあげられているが，その実効ある施策がいまひとつ不透明である。とりわけ五日制実施にあたっての受け皿の条件整備に必要な財政問題については全く避けており，これについては民間教育産業の参入にゆだねるというのであろうか。

3 課題

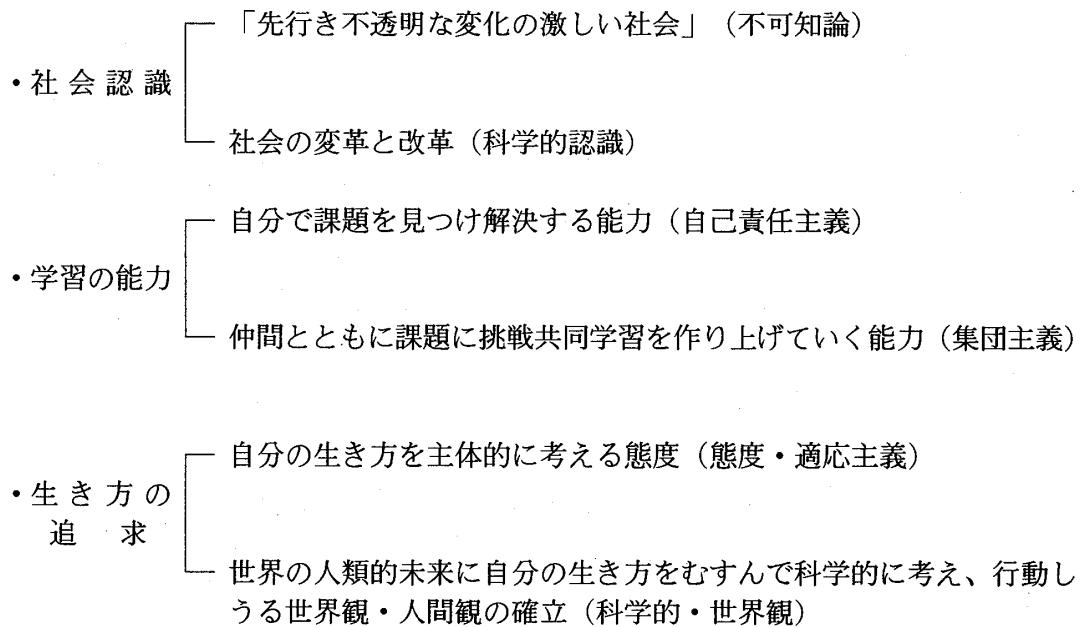
今回の答申に対する課題として、以下のような点を箇条書きに指摘しておきたい。

(1) 「学校スリム化」の原則的視点の明確化

- ① すべての子どもへの基礎学力・主権者教育の保障にあたっての障害の排除,
- ② 学校像の明確化
- ③ 学校・親（家庭）・地域社会・教育行政の関係の明確化

(2) 私たちの求める「生きる力」と答申の「生きる力」の違いの明確化が必要。

以下のそれぞれについて上段が答申の「生きる力」、下段が私たちの求める「生きる力」の内容である。



「生きる力」の理念がなぜ定着しなかったのかの反省・批判が必要である。

(3) 教育内容・評価行政における抜本的な改善の必要性、例えば学習指導要領や生徒指導要録の法的性格づけについて、従来からの文部省の解釈（「法的拘束力」説など）や事実上の強権的な行政指導のあり方をどう克服するか。五段階相対評価の改善に言及していないのはなぜか。

(4) わが国の現在の教育問題を問う上で重要な視点になる学力、自治能力、憲法・教育基本法、子どもの権利条約などをとする必要がある。今回の答申はこれらをみごとに欠落させている。

(1996.11.26報告)